

河川・下水道整備課所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成26年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第61号

河川・下水道整備課所管に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整理に関する規則次に掲げる規則の規定中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

- (1) 大和市下水道条例施行規則（平成7年大和市規則第23号）第16条第3項
 - (2) 大和都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和49年大和市規則第16号)別表第2条例第7条第4号の項
 - (3) 大和市水洗便所改造資金助成条例施行規則（昭和44年大和市規則第6号）第10条第4号
- 附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。